埼玉県監査基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法(以下「法」という。)第198条の4及び埼 玉県監査委員規程第2条の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査、審査 その他の行為の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般基準

(基本方針)

- 第2条 監査、検査、審査その他の行為を行うに当たっては、県の財務に関する 事務の執行、県の経営に係る事業の管理及び県の事務又は県の執行機関の権 限に属する事務(地方自治法施行令第140条の5第2項に規定する事務を 除く。)の執行が、法令に適合し、正確で、かつ法第2条第14項及び第15 項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかについて特に配慮するも のとする。
- 2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って その職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成 し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、知事及び関係のある委員会 又は委員(以下「知事等」という。)に提出する。

(監査の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に 掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 定期監査

イ 定義 法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、各機関に 対し財務及び事務の執行について、期日を定めて年1回以上実施する監 査をいう。

口目的

- (1) 財務に関する事務の執行の監査(財務監査)は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- (2)経営に係る事業の管理の監査(事業管理監査)は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- (3)監査対象機関の事務の執行等についての監査(行政監査)は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

二 特定事務監査

- イ 定義 法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行又は同 条第2項に規定する事務の執行について、テーマを定めて実施する監査 をいう。
- ロ 目的 監査委員が特に重点的に監査を実施する必要があると認められる特定の事務又は事業について、法令等に従って適正に処理されているか、費用対効果に配慮したものとなっているか、あるいは所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とした監査を必要に応じて行う。

三 随時監査

イ 定義 法第199条第5項に規定する監査をいう。

ロ 目的 定期監査や特定事務監査とは別に、特定の事案について監査を 行う必要がある場合、あるいは不正事件等が発生し急遽監査を行う必要 がある場合などにおいて、監査委員会議の決定を経て実施する。

四 財政的援助団体等監査

イ 定義 法第199条第7項に規定する県が出資する団体(以下「出資団体」という。)、補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体(以下「補助金等交付団体」という。)、又は法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理を行っている団体(以下「指定管理者」という。)に対する監査をいう。

口目的

- (1)出資団体に対する監査は、当該団体について、事業が出資等の目的に 沿って適切に運営されているか、会計経理、財産管理等が適切に行われ ているかを主眼とし、費用対効果をはじめとする経営的な観点にも留意 して実施する。
- (2)補助金等交付団体に対する監査は、県が財政的援助を行っている事業が、補助等の目的に沿って有効かつ効率的に執行されているか、当該団体に対する指導監督は適正に行われているかを主眼とする。
- (3) 指定管理者に対する監査は、公の施設の管理が、管理に当たっての協 定や条件として定められた基準などに従って適切に行われているか、会 計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。

五 現金出納検査

イ 定義 法第235条の2第1項に規定する検査をいう。

ロ 目的 現金の出納保管の状況について、毎月の計数を確認するととも に、財政収支の動態を主として計数面から把握し、検証することを主眼と する。

六 指定金融機関等監査

イ 定義 法第235条の2第2項の規定により、監査委員が必要がある

と認めるときに行う監査をいう。

ロ 目的 指定金融機関等が取り扱う公金の収納及び支払の事務処理が、 法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼と する。

七 決算審查

- イ 定義 法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に規定 する審査をいう。
- ロ 目的 決算書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、会計 処理が適正に行われているかどうかを主眼とする。

八 基金運用状況審査

- イ 定義 法第241条第5項に規定する審査をいう。
- ロ 目的 基金運用状況調書その他関係諸表に基づく計数を確認するとと もに、会計処理が適正に行われているかどうかを主眼とする。

九 健全化判断比率等審查

- イ 定義 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第 22条第1項に規定する審査をいう。
- ロ 目的 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率の算出が適正に行われているかを確認するとともに、県財政の健全度を審査することを主眼とする。
- 十 内部統制評価報告書審査
 - イ 定義 法第150条第5項に規定する審査をいう。
 - ロ 目的 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価 が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどう かの判断が適切に行われているか審査することを主眼とする。
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他 の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、この基準 の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

- 第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その 職務を遂行するものとする。
- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。 (専門性)
- 第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営 に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの 専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研

鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの 基準にのっとって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管 理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう 研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

- 第7条 監査委員は、この基準にのっとって、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。
- 2 監査委員は、実施計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の 監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとす る。

第3章 実施基準

(実施計画)

- 第8条 監査委員は、監査等のうち、定期監査、財政的援助団体等監査、現金出納検査、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査並びに内部統制評価報告書審査については毎年度、実施計画を策定するものとする。
- 2 実施計画は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、策定するものとする。
- 3 実施計画には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める 事項を記載するものとする。
 - 一 監査等の種類
 - 二 実施方針
 - 三 実施機関(団体)
 - 四 対象年度
 - 五 実施方法、実施期間及び実施場所
 - 六 結果の報告及び公表
 - 七 執行上の留意事項
- 4 監査委員は、実施計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて 適宜、実施計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等(内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2 項並びに第16条第3項及び第4項において同じ。)の対象のリスクを識別し、 そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。 (内部統制に依拠した監査等)

- 第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。
- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切 に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

- 第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、 実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。 (監査等の証拠入手)
- 第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入 手するものとする。
- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しく は状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続 を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

- 第14条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。
- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

- 第15条 監査委員は、定期監査、特定事務監査、随時監査及び財政的援助団体 等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、知事等に提出するものとす る。
- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えて その意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ず る必要があると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、現金出納検査及び指定金融機関等監査の結果に関する報告を 作成し、議会及び知事に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部 統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。 (監査等の結果に関する報告等への記載事項)
- 第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他 監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 この基準に準拠している旨
- 二 監査等の種類
- 三 監査等の対象
- 四 監査等の着眼点(評価項目)
- 五 監査等の実施内容
- 六 監査等の結果
- 2 前項第六号の監査等の結果には、第3条第1項各号に掲げる監査等の種類 に応じて、重要な点において第2条第1項に掲げる趣旨が認められる場合に はその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 3 第1項第六号の監査等の結果には、第3条第1項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において第2条第1項に掲げる趣旨が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を 監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明ら かとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 前項の是正又は改善が必要である事項のうち、定期監査、特定事務監査、 随時監査及び財政的援助団体等監査に関するものについては、指摘事項及び 注意事項に区分して記載するものとする。
- 6 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価 手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備 について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考え られる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

- 第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。
 - 一 監査の結果に関する報告(定期監査、特定事務監査、随時監査及び財政的援助団体等監査に限る。以下同じ。)の決定
 - 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - 四 決算審査に係る意見の決定
 - 五 基金運用状況審査に係る意見の決定
 - 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - 七 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が 一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項があ る場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を知事等に提 出するとともに公表するものとする。

(公表)

- 第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。
 - 一 監査の結果に関する報告の内容
 - 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
 - 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

- 第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に 関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該 措置の内容を公表するものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第5章 補則

(委任)

第20条 この基準の実施に関し必要な事項は、監査事務局長が定める。

附則

- 1 この基準は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 監査事務実施要領(平成9年11月28日決裁)、埼玉県監査実施基準(平成9年11月28日決裁)、指摘事項の区分及び分類基準(平成3年12月17日決裁)、指摘事項の取扱い基準(平成9年1月31日決裁)、財政援助団体等監査指摘事項の取扱い基準(平成9年1月31日決裁)、監査復命書作成について(平成9年11月28日決裁)及び現金出納検査の実施に必要な事項(平成7年6月8日決裁)は、廃止する。
- 3 平成9会計年度を対象とする監査等の計画、実施及び結果に係る事務の取扱い並びに平成10年度に実施することをすでに計画している監査等に係る事務の取扱いについては、なお、従前の例による。

附則

- この基準は、平成14年3月22日から施行する。 附 則
- この基準は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成15年8月12日から施行する。 附 則
- この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成18年4月18日から施行する。 附 則

- この基準は、平成20年6月12日から施行する。 附 則
- この基準は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成24年7月4日から施行する。 附 則
- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に実施した監査等の結果に係る事務の取扱いについては、なお、 従前の例による。